

議事日程 (1)

平成30年6月11日 午前10時00分開会

日程第1 会期の決定

第2 会議録署名議員の指名

第3 行政報告

第4 同意第2号 人権擁護委員の候補者の推薦について

第5 議案第29号 芦屋港活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第6 議案第30号 芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定について

第7 議案第31号 芦屋町高額療養費支払資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定について

第8 議案第32号 地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定について

第9 議案第33号 芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について

第10 議案第34号 芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定について

第11 議案第35号 芦屋町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第12 議案第36号 芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定について

第13 議案第37号 芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定について

第14 議案第38号 福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県地方自治会館管理組合規約の変更について

第15 議案第39号 福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更について

第16 議案第40号 福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

第17 議案第41号 平成30年度芦屋町一般会計補正予算 (第1号)

第18 議案第42号 平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算 (第1号)

第19 議案第43号 丸の内団地外部改修工事 (A棟) 請負契約の締結について

第20 議案第44号 丸の内団地外部改修工事 (B棟) 請負契約の締結について

- 第21 承認第2号 専決処分事項の承認について
第22 報告第1号 平成29年度芦屋町一般会計継続費逡次繰越計算書の報告について
第23 報告第2号 平成29年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告について
第24 報告第3号 平成29年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告について
第25 報告第4号 専決処分事項の報告について
第26 報告第5号 専決処分事項の報告について
第27 発議第1号 NHK放送受信事業の見直しに関する意見書について
第28 発議第2号 芦屋港活性化の推進を求める意見書について
第29 妹川議員の一般質問に関する参考人招致について

【出席議員】 (12名)

1番 内海 猛年 2番 松岡 泉 3番 今田 勝正 4番 刀根 正幸
5番 妹川 征男 6番 貝掛 俊之 7番 田島 憲道 8番 辻本 一夫
9番 川上 誠一 10番 松上 宏幸 11番 横尾 武志 12番 小田 武人

【欠席議員】 (なし)

【欠員】 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 中野 功明 書記 横田 和雄 書記 中山 理恵

説明のために出席した者の職氏名

町長 波多野茂丸 副町長 中西新吾 教育長 三柵賢二
モーターボート競走事業管理者 大長光信行 会計管理者 村尾正一 総務課長 松尾徳昭
企画政策課長 池上亮吉 芦屋港活性化推進室長 水摩秀徳 財政課長 柴田敬三
都市整備課長 松浦敏幸 税務課長 縄田孝志 環境住宅課長 井上康治
住民課長 藤永詩乃美 福祉課長 吉永博幸 健康・こども課長 濱村昭敏
産業観光課長 溝上竜平 学校教育課長 新開晴浩 生涯学習課長 本石美香
競艇事業局次長 藤崎隆好 企画課長 浮田光二 事業課長 木本拓也

【 傍 聴 者 数 】 なし

○議長 小田 武人君

おはようございます。

会議に入る前に、4月1日付で新たに副町長が就任されておりますので、御挨拶をお願いいたします。副町長。

○副町長 中西 新吾君

おはようございます。

さきの議会におきまして、皆様から副町長の選任同意をいただき4月1日付で波多野町長から副町長を拝命いたしました。大変身に余る光栄であると同時に、町長の補助機関の責任者として責務の重さを痛感しております。前任の鶴原副町長は人格、力量ともに優れておられる方で、到底及びませんが、私なりに前向きに頑張っていきたいとそういう思いでございます。

今、地方自治体は人口減少や高齢化社会に伴う少子化対策や定住化、将来にわたっての財政の健全化など課題がございますが、常に芦屋町の将来を強く意識しながら、これらの課題解決に向け、また、芦屋町の振興について、鋭意努力してまいります。

第5次総合振興計画の将来像「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」を目指して、議会の皆様や町民の皆様、そして職員とともにまちづくりを進めてまいり所存でございます。つきましては、議員の皆様には、今後とも御指導、御鞭撻のほどよろしくお願い申し上げます。就任の挨拶とさせていただきます。

○議長 小田 武人君

次に、課長の異動がっておりますので、副町長から報告をお願いします。副町長。

○副町長 中西 新吾君

それでは、異動した管理者及び昇格をしました管理者の紹介をいたします。

平成30年4月1日付で配置異動となりました。企画政策課長の池上亮吉です。

○企画政策課長 池上 亮吉君

よろしく申し上げます。

○副町長 中西 新吾君

次に、新たに課長昇格となりました芦屋港活性化推進室長の水摩秀徳です。

○芦屋港活性化推進室 水摩 秀徳君

よろしく申し上げます。

○副町長 中西 新吾君

住民課長の藤永詩乃美です。

○住民課長 藤永 詩乃美君

よろしく申し上げます。

○副町長 中西 新吾君

産業観光課長の溝上竜平です。

○産業観光課長 溝上 竜平君

よろしくお願いします。

○副町長 中西 新吾君

議会事務局長の中野功明です。

○議会事務局長 中野 功明君

よろしくお願いします。

○副町長 中西 新吾君

以上で紹介を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で報告を終わります。

.....
午前 10 時 03 分開会

○議長 小田 武人君

それでは直ちに本日の会議を開きます。

ただいま出席議員は 12 名で会議は成立いたします。よって、ただいまから平成 30 年芦屋町議会第 2 回定例会を開会いたします。

それでは、お手元に配付しております議事日程に従って、会議を進めてまいります。

.....
日程第 1. 会期の決定について

○議長 小田 武人君

まず、日程第 1、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。本定例会の会期は、6 月 11 日から 6 月 20 日までの 10 日間にしたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

.....
日程第 2. 会議録署名議員の指名について

○議長 小田 武人君

次に、日程第 2、会議録署名議員の指名を行います。

署名議員については、芦屋町議会会議規則第127条の規定により、6番、貝掛議員と11番、横尾議員を指名いたしますので、よろしくお願いいたします。

日程第3. 行政報告について

○議長 小田 武人君

次に、日程第3、行政報告を行います。

町長から行政報告の申し出がっておりますので、これを許可します。町長。

○町長 波多野茂丸君

皆さん、おはようございます。

平成30年芦屋町議会第2回定例会の議案上程前に、平成30年芦屋町議会第1回定例会以降における、行政執行について、主なものを報告させていただきます。

1点目は、NHK放送受信事業の見直しに関する要望活動についてです。

NHK放送事業の見直しに関して、芦屋町・遠賀町・水巻町の3町長の連名で、助成事業の継続を求める要望書を、5月11日に航空自衛隊芦屋基地司令へ、5月15日に九州防衛局長へ提出してまいりました。住宅防音工事が完了しても完全に騒音はなくなることはなく、テレビ放送も視聴しづらいことや、唐突に期限を切って見直しを行うことは、長年、航空機騒音に悩まされてきた基地周辺住民の感情への配慮を欠くものである等の現状を申し述べています。今後は、3町長の連名で、防衛省へ要望書を提出する予定でございます。

2点目は、芦屋基地への要望活動についてです。

芦屋町基地対策協議会の要望活動として、5月23日、町議会議長・区長会会長とともに芦屋基地司令に面会し、要望書を提出いたしました。内容は、滑走路延長に関する住民への説明として、新たな方向性が定まった場合の速やかな説明の要請や、災害発生時の緊急避難場所としての基地開放、基地外居住者に対するの自治区加入促進の協力依頼など、8項目を要望いたしました。今後は、九州防衛局へ滑走路延長事業や住宅防音工事の対象時期、対象地区の拡大及びNHK放送受信事業の見直し、機能復旧工事の予算措置の拡大などの要望書を提出する予定でございます。

3点目は、消防ポンプ自動車の更新についてです。

平成29年度特定防衛施設周辺整備調整交付金を活用し、芦屋町消防団第3分団の消防ポンプ自動車を3月15日に更新配備いたしました。新しい車両は、最新の消防ポンプや資機材を搭載しており、これまで以上に充実した消火活動及び災害活動が可能になります。

4点目は、知事のふるさと訪問についてです。

6月4日に小川知事、松本県議会議員、今井県議会議員が芦屋町を訪問され、芦屋釜の里や遠賀漁業協同組合芦屋支所などを視察されました。視察後は、地域で活躍されている町民の皆さん

と知事が対話をされ、垣根を越えて、日ごろの活動に対する思いや県に対する要望など、自由闊達な意見交換が行われました。小川知事を初め両県議会議員には、限られた時間ではありましたが、芦屋町の魅力や地域の人財を知っていただけたことと存じます。

5点目は、子育て支援センターの指定管理者公募についてです。

子育て支援センターの次期指定管理者の公募を4月2日から開始し、5月8日に現地見学会を開催しました。6月15日を公募参加表明の期限としており、その後資格審査を行った上で候補者を選定し、9月定例会に上程する予定でございます。

6点目は、がんばれ芦屋町ふるさと応援寄附金についてです。

5月1日から、ふるさと納税を御寄附いただいた方への返礼品の種類がふえました。今回、新しい返礼品は特産品だけではなく、芦屋中央病院が実施する各種検診、マリンテラスあしやの宿泊チケット等、芦屋町の事業者の協力により実現したものやポールウォーキングで芦屋町の自然・文化・食にふれる旅というような体験型の商品もふえています。これからも、さらに活力のあるまちづくりを進めるためにも、さまざまな機会を捉えてPRを行い、積極的に周知してまいりたいと存じます。

7点目は、福岡県議会への要望についてです。

5月8日、福岡県議会農林水産委員会に対し、町の要望事項を述べる機会がありましたので、柏原西方海岸の荒波対策について、台風や冬季の荒天時の荒波により周辺住宅に塩害が生じていることから、当地域、海域での対策を講じていただくよう要望をいたしました。また、あわせて豪雨等時に遠賀川から流出するごみが海底に堆積するなど漁業の妨げになっていることから、遠賀川から流出したごみの漁場への影響調査等を実施していただくよう要望を行ったところでございます。

8点目は、北九州都市圏域、中国・大連市トッププロモーション事業についてです。

5月25日から28日にかけて、北九州都市圏域10市町の市長、町長等で中国大連市を訪問してまいりました。大連市長を初めとする大連市関係者との会見、中国旅行会社へのPRセミナー、大連市中日友好協会との会見・意見交換、中日観光ハイレベルフォーラム、中日ビップハイレベル交流会を通じて、北九州都市圏域の魅力をトッププロモーションすることができたと存じます。北九州空港は、現在、韓国や中国との国際線が就航しており、今後、台湾の直行便も予定されるなど、海外から北九州都市圏域を訪れる観光客はますます増加することが見込まれます。今後も、さまざまな機会を捉え、積極的に芦屋町のプロモーション活動を行いたいと考えております。

以上、簡単ではございますが、行政報告を終わります。

○議長 小田 武人君

以上で行政報告は終わります。

次に、日程第4、同意第2号から日程第28、発議第2号までの各議案については、この際一括議題として上程し、書記に議案の朗読をさせた上、町長に提案理由の説明を求めた後、発議の提出議員に趣旨説明を求めたいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

書記に議案の朗読を命じます。書記。

〔朗 読〕

○議長 小田 武人君

以上で朗読は終わりました。

次に、町長に提案理由の説明を求めます。町長。

○町長 波多野茂丸君

それでは早速、本日提案いたしております議案につきまして、提案理由を御説明申し上げます。

まずは人事議案でございますが、同意第2号の人権擁護委員の候補者の推薦につきましては、現在の人権擁護委員であります田中信代氏の任期が、平成30年12月31日をもって満了となりますので、再度、同氏を推薦いたしたく、人権擁護委員法第6条第3項の規定に基づき、議会の同意をお願いするものでございます。なお、法務局における人権擁護委員の選任手続に時間を要するため、本定例会において推薦同意を求めるものでございます。

田中氏は、15年の長きにわたり人権擁護委員として奉職され、人格、見識も申し分なく適任ですので、同意くださいますようお願い申し上げます。

次に条例議案でございますが、議案第29号の芦屋港活性化推進委員会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、平成30年4月1日より芦屋港活性化推進委員会の庶務を芦屋港活性化推進室が所掌することとなったため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第30号の芦屋町税条例の一部を改正する条例の制定につきましては、生産性革命の実現に向けた中小企業の設備投資の支援のため、生産性向上特別措置法が施行されることに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第31号の芦屋町高額療養費支払資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国民健康保険法の一部が改正され、福岡県が町とともに国民健康保険を行うこととなったため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第32号の地方独立行政法人芦屋中央病院評価委員会条例の一部を改正する条例の制定につきましては、地方独立行政法人法の一部改正に伴い、業務実績等の評価の実施者が評価委員会

から町長に変更となりました。評価を行うに当たり、委員会の専門的意見を反映させるため、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 33 号の芦屋町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定につきましては、国の定める放課後児童健全育成事業設備及び運営に関する基準の職員資格の一部改正に伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 34 号の芦屋町学童クラブ設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、支援員の雇用形態を臨時職員から任期付職員に変更することに伴い、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 35 号の芦屋町健康づくり推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町婦人会の解散に伴い、芦屋町健康づくり推進協議会の構成人数、選出区分につきまして、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 36 号の芦屋町町営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例の制定につきましては、後水団地建設後の管理運営が、所得制限外住宅から公営住宅法適用の町営住宅へ変更されることから、条例の一部を改正するものでございます。

議案第 37 号の芦屋町交通安全推進協議会設置条例の一部を改正する条例の制定につきましては、芦屋町婦人会等の解散に伴い、芦屋町交通安全推進協議会の構成人数、選出区分につきまして、条例の一部を改正するものでございます。

次にその他議案でございますが、議案第 38 号の福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数の減少及び福岡県自治会館管理組合規約の変更につきましては、平成 30 年 10 月 1 日からの那珂川町の市制施行に伴い、福岡県自治会館管理組合を組織する地方公共団体の数を減じ、当該規約を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 39 号の福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合規約の変更につきましては、平成 30 年 10 月 1 日からの那珂川町の市制施行に伴い、福岡県市町村消防団員等公務災害補償組合を組織する組合について、那珂川市の追加と組合議会の議員定数を変更するため、地方自治法第 290 条の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案第 40 号の福岡県後期高齢者医療広域連合規約の変更につきましては、平成 30 年 10 月 1 日からの那珂川町の市制施行に伴い、当該規約の一部を変更するため、地方自治法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に補正予算議案でございますが、議案第 41 号の平成 30 年度芦屋町一般会計補正予算（第 1 号）につきましては、歳入歳出それぞれ 1,600 万円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、社会資本整備総合交付金を減額措置したほか、過疎対策事業債や財政調

整基金繰入金を増額計上しております。

歳出につきましては、芦屋港活性化のための3つの専門分科会設置に伴う芦屋港活性化推進支援業務委託を措置しております。また、国民宿舎の工事による休業補償分として、国民宿舎特別会計繰出金を計上しております。

議案第42号の平成30年度芦屋町国民宿舎特別会計補正予算（第1号）につきましては、歳入歳出それぞれ569万8,000円の増額補正を行うものでございます。

歳入につきましては、歳出増に伴い、一般会計繰入金569万8,000円を増額計上しております。

歳出につきましては、国民宿舎の空調等改修工事に係る休業補償569万8,000円を増額計上しております。

次に契約議案でございますが、議案第43号の丸の内団地外部改修工事（A棟）請負契約の締結及び議案第44号の丸の内団地外部改修工事（B棟）請負契約の締結につきましては、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づく契約議案でございます。丸の内団地外部改修工事（A棟）及び丸の内団地外部改修工事（B棟）について、請負契約を締結するものでございます。

次に承認議案でございますが、承認第2号の専決処分事項の承認につきましては、地方税法の一部を改正する法律、地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に公布されたことに伴い、芦屋町税条例の一部改正を地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したので同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

次に報告案件でございますが、報告第1号の平成29年度芦屋町一般会計継続費通次繰越計算書の報告につきましては、アクアシアン流水プール防水改修工事及び小中学校空調設備改修事業について、繰越額が決定しましたので、地方自治法施行令第145条第1項の規定に基づき、継続費通次繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第2号の平成29年度芦屋町一般会計繰越明許費繰越計算書の報告につきましては、柏原漁港泊地浚渫工事及び新後水団地建設事業について、繰越額が決定しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第3号の平成29年度芦屋町一般会計事故繰越し繰越計算書の報告につきましては、高浜団地空家解体事業について、繰越額が決定したので、地方自治法施行令第150条第3項の規定に基づき、繰越計算書を調製し報告するものでございます。

報告第4号及び第5号の専決処分事項の報告につきましては、大字山鹿1666番1の土地の一部に土砂災害警戒看板並びに防犯街灯及びごみステーションを不法に設置し占有していたため、

地方自治法第180条第1項の規定により損害賠償額の決定について専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

以上、簡単であります但提案理由の御説明を終わります。

なお、詳細につきましては質疑の折に御説明いたしますので、よろしく御審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長 小田 武人君

以上で提案理由の説明は終わりました。

次に、8番、辻本議員に発議第1号の趣旨説明を求めます。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

8番、辻本でございます。

発議第1号、NHK放送受信事業の見直しに関する意見書について、芦屋町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出をさせていただきます。

意見書の内容につきましては朗読させていただきたいと思っております。52ページです。

NHK放送受信事業の見直しに関する意見書。

本来、公共放送たるNHKの放送受信料は、その受信者が支払うのが当然です。しかしながら、芦屋町を含む航空自衛隊芦屋基地周辺においては、航空機騒音によるテレビ放送の聴取障害等があることから、これまで国のNHK放送受信事業により、その半額程度が助成されてきました。

このような中、平成29年12月下旬、防衛施設周辺放送受信事業の見直しに関する周知文書が国のホームページ等で公表されました。その内容は、住宅防音工事が完了した世帯については、平成30年8月31日をもってNHK放送受信料の助成を終了する。一部住宅防音工事を実施した世帯については、平成30年9月1日から助成を半額程度にする。また、事業所及び対象区域内への新規転入者についても、平成30年3月31日をもって助成を終了するというものです。

これらの見直しにつきましては、会計検査院からの意見を踏まえたものでありますが、芦屋町の対象区域においては、これまで防音工事が行われてきているものの、完全に騒音を遮断するには至っておりません。特に、飛行機の離着陸時の騒音によりテレビを聴取しづらい状況は、今日でも続いております。

このような現状において、唐突に期限を切った助成見直しは、長年航空機騒音に悩まされてきた町民感情への配慮を欠くものと言わざるを得ません。

以上のことから、芦屋町議会としましては、NHK放送受信事業の見直しについて、白紙撤回を強く求めますというものです。

以上、御審議のほうよろしくお願ひします。

○議長 小田 武人君

以上で辻本議員の趣旨説明は終わりました。

次に、2番、松岡議員に発議第2号の趣旨説明を求めます。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

2番、松岡です。

発議第2号、芦屋港活性化の推進を求める意見書について。

上記の意見書案を、別紙のとおり芦屋町議会会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出いたします。

芦屋港活性化の推進については、要旨について皆さんに説明させていただきます。

芦屋港活性化の推進については平成29年度に芦屋港活性化推進委員会が設置されており、審議が進められております。今年度内にはですね、基本計画が策定されることになっております。芦屋町議会としましても、本事業を町の地方創生の最重点事項として位置づけ、芦屋港湾活性化特別委員会を平成27年度に設置し、町当局とともに積極的に推進を図っているところでございます。

今回、町の基本方針にのっとり、活性化を推進する上で懸案事項となっております案件について改善を図る必要があると考え、県知事であります小川知事に港湾機能への用途変更、それと課題として福岡県が示している物流機能の廃止及び福岡県による継続的な港湾施設の維持管理について主体的に推進していただくように要望する意見書であります。

どうか審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長 小田 武人君

以上で松岡議員の趣旨説明は終わりました。

お諮りします。日程第4、同意第2号については、人事案件でございますので、この際、質疑、委員会付託、討論を省略し、ただちに採決を行いたいと思っておりますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

お諮りします。日程第4、同意第2号について、同意することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙 手〕

○議長 小田 武人君

満場一致であります。よって、同意第2号は、同意することに決定いたしました。

ただいまから質疑を行います。

まず日程第5、議案第29号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第29号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第6、議案第30号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第30号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第7、議案第31号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第31号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第8、議案第32号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第32号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第9、議案第33号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第33号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第10、議案第34号についての質疑を許します。ございませんか。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

議案第34号、学童クラブの設置条例ということですが、これは臨時職員をしっかりと雇用形態に変えるということによろしいですか。ちょっと詳しく教えていただきたいです。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

3月議会での当初予算で計上させていただいたところなんですが、学童クラブの支援員さんにつきましては、今まで臨時職員という身分で雇用させていただいたところですが、任期付職員という身分に変更して採用させていただいているというところがございます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

これにかかわる人数は何人ですか。お聞きします。

○議長 小田 武人君

健康・こども課長。

○健康・こども課長 濱村 昭敏君

4名でございます。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第34号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第11、議案第35号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第35号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第12、議案第36号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第36号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第13、議案第37号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第37号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第14、議案第38号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第38号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第15、議案第39号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第39号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第16、議案第40号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第40号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第17、発議第41号についての質疑を許します。刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

今回の補正につきまして、2点ほどちょっとお伺いしたいんですが。

実はあの、補正で歳出の部分で、1点目はですね、住宅管理費で、これ財源の変更という形の中で変えたのが何件が見当たります。その代表として、住宅管理費の部分からの説明ともう1点が13ページの観光費、この中で国民宿舎特別会計の繰出金という形で計上されております。これは前回のこの議会の中でも、何と言うんですか、業者との交渉している。で、その内容がということで説明がっておりますので、その経過につきまして、大まかなところで御説明をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まず質問の6ページのほうよろしいでしょうか。土木費国庫補助金、社会資本整備総合交付金の地域住宅支援分野マイナス5,455万円につきまして説明させていただきます。丸の内団地のこととなります、これ。丸の内団地につきましては、平成31年度から3年間かけて整備を行うようにしてはしておりましたが、老朽化の進行が著しく、鉄筋の爆裂によるコンクリート破片の落下が激しかったため、入居者の安全性を考慮し、計画を早め、平成29年度から改修事業を行っています。本来であれば、実施設計後に補助対象工事に対する補助金を計上するのですが、早急に行わなければならなかったため、当初予算では概算の総事業費約1億5,700万円に補助率の45%を掛けたもので計上しておりました。実施設計後、社交金、技術審査を受け、補助対象額が決定されたのですが、その額が約9,600万円となっています。総事業費と補助対象額の差が約6,100万円となったことが1つ目の要因です。

2つ目の要因として、補助率が約17%しかなかったことです。県に問い合わせたところ、丸の内団地は公営住宅でないことから、優先順位が下がり、補助率も少なくなるということでした。以上が大きな減額補正となった要因です。なお減額になった分の財源の確保として、10ページの公営住宅建設事業債を充てる予定となっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

産業観光課長。

○産業観光課長 溝上 竜平君

13ページの7款商工費、1項商工費、3目観光費、22節操出金につきまして御説明いたします。この休業補償につきましては、平成29年度空調等改修工事を行っております休館によるものでございます。内容といたしましては、昨年度、指定管理者でございますグリーンハウスから要望された額を町で精査した金額2,279万9,000円から前年同月の赤字額569万8,000円を差し引いた1,710万1,000円を補正予算として3月議会に計上しておりましたが、3月議会開催時、まだグリーンハウスと協議中でありましたので、結論が出ておりませんでした。この後、グリーンハウスからの要望並びに国が定めた公共用地の取得に伴う損失補償基準要綱の営業休止等の補償基準を準用し、前年同月の赤字額569万8,000円を差し引かない2,279万9,000円を補償の上限とする覚書を3月26日にグリーンハウスと締結いたしました。この2,279万9,000円から3月補正予算で計上いたしました1,710万1,000円を差し引きました569万8,000円を今回補正予算として計上させていただきます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

刀根議員。

○議員 4番 刀根 正幸君

大体中身がわかりましたけれども。まずは住宅の関係ですね。これは一つの所得制限外住宅というものと、普通の1種、2種等の公営住宅法に定めるその修復ということで、補助率、これが下がったということで聞きました。これは、それによって補助率がどう変わっていくのか。これも参考的に聞くだけでよろしいんですけども。御説明をお願いします。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

大体社交金の補助率ですが、45%から50%くらいになっております。まずこの分ですけど、居住性の向上とか福祉対応型、安全性の確保、長寿命化計画とかあるのかどうかというので補助率が先ほど言いました45から50、だんだん下がっていくような形になります。先ほど言いました所得制限外住宅というのは公営住宅法の町営住宅ではありませんので、その順番が、優先順位が下の方になっていくということで、今回は17%くらいしかつかなかったということだと思います。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第41号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第18、議案第42号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第42号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第19、議案第43号についての質疑を許します。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

議案第43号、丸の内団地外部改修工事（A棟）請負契約の締結についてですが、これは議案書の17ページですね。契約金額5,831万4,168円で契約を芦屋町の渕野工務店さんと結ぶということですね。19ページの入札結果表を見てもみますと、最低制限価格で1者、2者、3者、4者と7者のうち4者が最低制限価格で入札していると。その中でくじで決定したということで芦屋町の業者が取れてよかったなあということなんですが。この7者、1者か7者の中でこの入札者の名前を見てもみますと、知っているようなところもあれば、知らないところもあるんですけど。ここ、それぞれ会社の所在地ですか、あとその芦屋町に支店があるのかということをお尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

ではお答えします。まず、1番の株式会社千葉工務店、これは八幡西区鷹の巣の事業所さんです。2番の渕野工務店は御存じかと思えます。3番の佐藤技建につきましては、小倉北区の赤坂。4番の株式会社巽工業、これは福智町の金田。旧金田町ですね。それから有限会社丸英建設は町内業者です。友信建設株式会社、これは飯塚市の赤坂というところです。株式会社田中は町内業者です。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

あまり僕もね、詳しくないんですけど。その、町内業者がお仕事できる金額の上限というのは、

どうなんですか。ランクが建設業者ってありますよね。Aランク、Bランク、Cランクとか。そういったところで見ると芦屋町の業者ができる範囲の金額。それとまたその1の千葉工務店さん、西区ですね。3番佐藤技研、6番飯塚の友信さんは、これは芦屋町に営業所とか抱えている業者なんですか。お尋ねします。

○議長 小田 武人君

財政課長。

○財政課長 柴田 敬三君

入札をする場合には、一応ランクがありまして、芦屋町の場合、町内業者で対応できるのは、全社町内業者で対応できるのは6,000万円以下ということです。今回、予定価格は6,000万を超えていますので、A、B、Cランク、Dランクまであるんですけど、A、Bランクの事業者ということです。でいうことでいくと芦屋町はBランクがここに挙げています瀏野工務店さんと丸栄建設さんと株式会社田中さんともう一者コア企画さんがBランクなもので、町内で参加できる事業者としては4者ということ、そのうちの3者が応募したということです。この中でですね、他の町内事業者以外はですね、佐藤技研さんがAランクということで、Aランクというのは、2億円以上の事業、これの資格があるということです。Bランクについては、その6,000万、Cランク以下の6,000万から2億円の間、これの事業のランクがそうになっておりますので、今回の場合、佐藤技研さんはAランク、それ以外はBランクということになります。

以上です。

営業所は今先ほど説明しました町内業者以外、一切営業所はありません。町内に。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。ほかにございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第43号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第20、議案第44号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、議案第44号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第21、承認第2号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

承認第2号、専決処分の承認についてということで、これは地方税法施行令の一部を改正する政令及び地方税法施行規則の一部を改正する省令が平成30年3月31日に交付されることによ

り行うということですが。一応、税法の改正ということですね、相当の項目があるわけですけど。例えば、32ページの第4条の芦屋税条例の改正、これはたばこ税法の改正というふうに思いますが、第4条や第6条。これには改正する金額、比率が書かれております。具体的にですね、この税法の改正によってどうなるのか、そこら近所をですね、わかりやすく説明していただければというふうに思います。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

それでは今回の改正、専決処分の内容について、たばこ税の部分を説明したいと思います。今回の改正によりまして、たばこ税につきましては、まず平成30年の10月1日から20円、20円というのは、1箱20本入りですので、20円の値上げという形になります。今回の改正によって3段階でたばこが上がっていくんですけども。まず先ほど言いましたことしの10月1日、その後が平成32年の10月1日に同額の20円、1箱につき20円上がります。もう1段階、平成33年の10月1日に20円上がると。結局、今のたばこ1箱の値段よりも60円の値上げになるという形になっております。あと、その影響につきましては、町への影響につきましては、たばこ税の収入があるんですけども、なかなか試算もまだやっていないところですが、禁煙される方等もありますので、そのままが増収になるというふうには考えにくいと思っております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

よろしいですか。

ほかにございませんか。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

本件ですけども、今回ですね、この税改革、一部修正ということで改正ということなんですけども、働き方改革に伴う税条例の改正というふうに聞いておりますが。所得に関してですね、所得控除が変更されることによって、この税の改正に伴ってのそれ以外の、住民の皆さんに関する健康保険税、そういったところに影響する可能性についてお答え願いたいと思います。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えいたします。今回の改正、先ほどのたばこ税ともう1点、これも大きな改正点でございますが。松岡議員が言われましたように、所得に関しての計算の仕方、算出の仕方が改正されております。具体的には、給与所得者の所得額というのを算出するときに、給与所得控除というの

があるんですが、その金額を10万円引き下げます。控除の額を10万円引き下げます。それと同額の10万円を基礎控除という、全ての方にある控除なんですけども、基礎控除の額を10万円引き上げるといってごさいます。これでどういふふうになるかと言いますと、計算される所得の額が、控除が10万円減りますので、所得額としては10万円上がってきます。しかし、控除額トータルとしては、差し引きゼロになりますので、所得税とか住民税には影響は及ぼしません。ただ、先ほど言われましたように、国民健康保険税の計算をするときに、所得によって計算がなされますので、若干の国民健康保険税が上がる方もおられるとは思いますが、先ほど言った国民健康保険税というのは、基本的に給与所得のある方は、社会保険に入っておりますので、影響される方は少ないかと思ひます。

あともう一つ、1点考えられますのは、例えば児童手当とか児童扶養手当、ああいった形の手当てをもらう場合に、高額所得者に所得制限というのがあります。制限額がぎりぎりの方が10万円上がったことによって、所得制限を受けて、受けられなくなるという可能性はありますが、もうその10万円がひっかかってくる方というのは、もう対象はほとんどいないのかなというふうに考えております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございせんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ちょっと今のことでお尋ねいたします。先ほどのお答えの中で所得が10万上がると。これ給与所得控除額が10万上がるからということで、給与所得の方はほとんどがサラリーマンが多いから、社会保険に入っているというお話でございました。ただ、今回の改正は多分、年金の控除額も多分10万上がるんじゃないかなと思っております。年金をもらえる方は特に勤めておりませんので、多分、国民健康保険に加入されておるんじゃないかなと。そうすれば、給与所得者は当然、社会保険で影響ございせんけども、年金を受給されている方は、逆に国民健康保険が上がるのではないかと私は思っておりますけど、どうでしょうか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

お答えします。申しわけありません。給与所得の関係だけの説明しかしておりませんでした。年金所得の方につきましても、同じような年金所得の控除というのがありまして、同じように10万円控除額が引き下げられます。ですので、今、内海議員が言われましたように、年金所得の方に関しては、国民健康保険に入っておれば、今の現法でいきますと国民健康保険税が上がる

いうことになってまいります。

最初に申し上げてなかったんですが、この改正は平成33年度の課税からというふうになっておりますので、平成33年まで現行の法律がそのままであると国民健康保険税につきましては、年金所得者の方は若干の増額というふうなことが考えられます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

すみません、所得控除の件でございますが、今は給与所得者の対象者という、大体大まかな話がありました。事業所得者に対する影響はどのくらい、どんな考え方でありますか。

○議長 小田 武人君

税務課長。

○税務課長 縄田 孝志君

事業所得者につきましては、給与所得控除というのがありませんので、基礎控除だけが10万円上がるという形になります。その点で事業所得、特に中小企業等とかお店を持っておられる方につきましては、所得税と住民税が確実に下がります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、承認第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第22、報告第1号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第23、報告第2号についての質疑を許します。質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第2号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第24、報告第3号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第3号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第25、報告第4号についての質疑を許します。川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

芦屋町大字山鹿1666番1の土地の一部に土砂災害警戒区域看板を不法に設置し占拠したものとっていますが、この不法占拠した原因についてはどういったことだったのでしょうか。

○議長 小田 武人君

総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

当初、きちんと地主との確認がとれてない中で、基本的に、そこにごみステーションと防犯街灯も置かれていたという状況で、土地の所有者が当初は町のものという形の勘違いの中で始まったのではないかというふうに思っております。そこで土砂災害看板につきましては、約2年前にこの看板を設置し、それが私有地であるということがわかったものですから、その使用料について25カ月分を今回、賠償という形の中でお支払いをしたという形になります。

以上です。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

これは後の報告第5号にも係りますけど、報告第5号についても、2年前から不法占拠していたという、そういったことでいいのでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

ごみのステーションにつきましては、いつからかというのがはっきりわかっていないような状況になっています。ごみステーションにつきましては、地域の区長と地元のどこに置くかという協議をまずします。ごみの搬出業者とそこに大丈夫なのかという協議をされて置くわけでございます。ごみステーションにつきましては、道路敷に置く場合もありますし、私有地に置く場合、町有地に置く場合があります。この当時、どういう了解がとれてごみステーションの設置をされたかわからない状況となっております。今回の場合は、弁護士と相談し、時効の10年という範囲で算定しているところでございます。

防犯街灯につきましては、27年の3月20日から設置しておりますので、2年5カ月という期間設置していたこととなります。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

川上議員。

○議員 9番 川上 誠一君

それでは、こういった問題についての今後の再発防止対策、これについてはどのようにお考えでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

まずごみステーションですが、今どこに設置されているのか調査を行っている状況になっております。もし私有地にごみステーションがある場合は、承諾書を一度取りに行く予定で、今動いているところでございます。

以上でございます

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。総務課長。

○総務課長 松尾 徳昭君

防災のところにつきましては、確認をとりまして町有地等のところに看板を今回のやつも移設しておりますし、ほかのところについても移設をする。ちゃんと町有地のほうに看板を設置するような形でしております。

以上です。

○議長 小田 武人君

報告第4号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第26、報告第5号についての質疑を許します。ございませんか。田島議員。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

その報告第5号ですね、ちょっと今川上議員の関連ですけど。50ページでしょ。これは、何の意味かはよくちょっとわからないんですけど。損害発生場所として山鹿の1666番1の土地の一部に防犯街灯とごみステーションを不法に設置し占拠していたということですけど。私、総務財政だから所管がですね、環境住宅さんに対しては聞けると思うので、この場でちょっとお聞きしたいんですけど。場所はまずこれどちらなんですか。そしてこれ、何を起こつとるか、これ。またこれ、下に別表に出てくる人たちって全て芦屋じゃないでしょ。水巻とか西区の2人と

千葉と岐阜とか、どういうことかちょっと御説明ください。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

場所につきましては、国道495号線、山鹿小学校裏のプール側に曲がって山側の空き地となっていたところでございます。の一部です。所有者は6名おられました。そのうち1名は死亡しており、相続が済まれていないので、今回は支払われてないような状況になっております。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

何なんですか。ごみステーションをつくったわけですか、ここに。そこに近隣の人がごみを持ってきていて、町内の業者が取りに来とるんですか。何なのかちょっとわからないので教えてください。すみません。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

そうです。区域のごみステーション、看板を立てて、今、荒らされないように網とかしているようなごみを捨てる場所ですね。そこをこの空き地につくっておりました。先ほど言いませんでしたけども、住所はみんな芦屋じゃないというのは、持っていた方はもともと芦屋だったかもしれませんが、相続しているうちに芦屋から住所が離れていったものと思われれます。

以上です。

○議長 小田 武人君

田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

するとですね、町の委託しているパッカー車は、そこに普通に今まで取りに来ていたんですか、ごみは。どうなんですかね、これ。最後の質問ですね。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

ごみのパッカー車につきましては、ごみを取りに行くステーションをつくるにはですね、パッカー車が通れる道路沿いというところにステーションをつくっていただくようになっております。

ここも道路際なのでそこがごみステーションになっていました。先ほど川上議員のときにも言いましたけど、ごみステーションの設置につきましては、地域の区長と地域の方、またはごみの搬出の業者ですね、と町が協議を行って、その場所を設置するようになっておりますので。昔から空き地のところにやっていたのは、そこがたまたま空き地で邪魔にならない。道路上よりは、こっちがいいだろうと置かれていたものと思いますが、たまたまそこが私有地だったということになっております。当時、承諾書とかを取っていなかったというか、見つけられませんでしたので、今回不法占拠ということで払うようなことになっております。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

ちょっとお尋ねします。ごみステーションの設置は、各自治区が自分たちで協議して近隣の方々の承諾を得て設置場所を決めると。基本的に行政はあまりかかわりを持たないと。そして、どちらかといえばパッカー車が通れるような道沿いにどうぞ設置してくださいよという流れではないかと思っているんですよ。今回ごみステーションを置いたことによる賠償金を町が払っていますよね。要するに災害警戒、これもいいんでしょう。それから防犯街灯もこれは町の施設でいいでしょう。ただごみステーションの分については、あくまでも自治区が責任を持ってその場所を指定するというのが、筋の流れだと思う。町が別に関与しないわけですから、当然損害賠償金を町が払うべきものではないと私は考えるんですが、その辺はどうでしょうか。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

ごみの排出につきましては、町が責任を持って排出するようになっております。そのためいくら自治区がここに設置という決め方をしたとしてもですね、町にも責任は、一環はあると思いますので、今回払った次第でございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

内海議員。

○議員 1番 内海 猛年君

そうしたら、自治区に対しては何も物を申してないわけですか。基本的に私たちもごみステーションを今の町民からいろいろ変えてくれという要望も出るわけですよ。そうしたら、そのときに町に相談に行っても、それは自治区で決めてくださいという話しかないわけですよ。町がこ

こがいいですよとか、ここはどうでしょうかという御相談もしてくれないし。どちらかと言えば、自治区に任されているような状況で、今、きているんですよね。だからその中で、ごみの部分について町がどこまでのかかわりをもっているのか。当然設置するのはあくまでも自治会が設置するものであって、町がかかわりをもたないんじゃないかな。もし、かかわりを持つとすれば、町有地に設置することのみ、我々は自治区の方々には町のほうにお願いをしていくという筋ではないかと思っていますけど、それはどうでしょう。

○議長 小田 武人君

環境住宅課長。

○環境住宅課長 井上 康治君

あくまでもさっき言いましたように、町が全く責任はないということはないと思ひまして、今回払っている次第でございます。

今回ごみステーションにつきましては、たまたま私有地にあったということです。今回、この件がわかりましたので、私有地にあるごみステーション、今、先ほども言いましたけど、調査しているところであります。代が変わって今回のように了解がとれていたのかどうかというのはわかりません。今の自治区のほうでここに置きたいということになったときも、私有地であれば必ず承諾書を取っているような状況になっていますので、古いごみステーションが、古いというか、昔からあったところで私有地があるところは今、調査をして承諾書を新たに取るようにしているところでございます。

以上でございます。

○議長 小田 武人君

いいですか。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、報告第5号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第27、発議第1号についての質疑を許します。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、発議第1号についての質疑を打ち切ります。

次に、日程第28、発議第2号については全議員による芦屋港湾活性化特別委員会に付託予定であるため、質疑を省略いたします。

以上で質疑を終わります。

お諮りいたします。日程第5、議案第29号から日程第28、発議第2号までの各議案につい

ては、別紙のとおり、それぞれの委員会に審査を付託したいと思いますが、御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

御異議なしと認め、さよう決定いたしました。

日程第29. 妹川議員の一般質問に関する参考人招致について

○議長 小田 武人君

次に、日程第29、妹川議員の一般質問に関する参考人招致についてを議題といたします。

お手元に配付しましたとおり、妹川議員から一般質問における参考人の出席要求がありました。つきましては、妹川議員に趣旨説明を求めます。妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

では、先ほどの議長の申されたような形で参考人招致の趣旨説明を行います。

芦屋中央病院は平成27年の4月1日に地方独立行政法人芦屋中央病院として運営が開始され、本年3月には新病院としてオープンしました。その際、院内薬局を希望する多くの町民の声に反して、院外薬局になったのみならず、薬局敷地内に売店を隣り合わせる形で設置されてしまいました。100メートル余りを移動し、その上、エレベーターを操作して乗り降りしなければならず、患者さんたちは「なぜ、院外薬局にしたのですか。」「どうして今までどおり院内薬局にしなかったのですか。」「なぜ、売店がないのですか。」と嘆いておられます。芦屋町や病院に対する厳しい意見と不信感はとりもなおさず芦屋町議会に対する不信感でもあります。私たち議員の中にも、患者さんたちから、院外薬局になったことに対する不満の声を聞かれた議員さんもおられると聞いています。私は、病院に対する不満や不信感が今以上に増幅しないためにも、早急に対策や解決策を見出すため病院経営責任者の考えを聞く必要があると参考人招致を願い出たのです。

この問題に関して、担当の住民課長では十分な回答ができないのではないかと思います。直接病院経営に携わっている事務局長に出席していただき、意見交換をする必要があると考えました。このことは私個人の問題だけではなく、町執行部や議会議員ともども情報を共有し合えると考えております。地方独立行政法人芦屋中央病院の中期目標は、3つの理念の1番目には、地域住民に信頼される病院としています。また、地方独立行政法人法第1条、2条には、「住民の生活の安定並びに地域社会及び地域経済の健全な発展に」とありますが、まさに院外薬局に対する患者さんたちの不満の声を、願いを私たち議員は把握し、代弁者として病院に伝え、病院の考えや対策などをお聞きすることは私たちの務めではないでしょうか。

そういう意味で、私は事務局長を参考人として招致をお願いするものです。議会人の皆様の御

賛同よろしく申し上げます。

以上です。

○議長 小田 武人君

以上で妹川議員の趣旨説明は終わりました。

ただいまから、質疑を行います。

日程第29、妹川議員の一般質問に関する参考人招致についての質疑を許します。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

討論でいいですかね。

○議長 小田 武人君

質疑です。

○議員 3番 今田 勝正君

いいです。

○議長 小田 武人君

ございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今、妹川議員より説明がありましたけれども、基本的な考え方がですね、少し理解されていないんじゃないかなと思います。

冒頭に言われましたけれども、中央病院はですね、今までの町直営から独立行政法人へ経営移管されているわけです。これがもう一番大事なところだと私は思っていますが。今回の質問の要旨を見ても、本当に患者が支払う診療代及び薬代がどう変化したかとか、一日の平均の外来者数はどうなったかとか、こういうことをお尋ねされるようでございますけれども、経営の中身についてですね、法人格を持った組織の事務局長を呼んで尋ねるといのはいかがなものかなと私はこのように思っております。したがって、独立行政法人という組織をどのように捉えているのかをお尋ねしたい。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

今、公的な町立病院であったものがですね、今、独立行政法人化されましたけれど。私たちはそういう問題以前にですね、芦屋中央病院は町営、町立、やはり我々の財産でもありますから、こういう町民あつての病院であります。そういうことについては、独立行政法人病院もですね、積極的に町民と、また議会人とそういう問題があれば、そういうことについて大いにですね、意見交換をする。そういう門戸をですね、当然開いておかなければならない。そういう意味で、今、

多くの外来の患者さんたちがですね、この問題についてはぜひですね、今までのような院内薬局やその病院敷地内の薬局、そういうものをぜひできないものかというような声について、先ほども言いましたように、責任者である事務局長ないしは病院長は、今度は招集をお願いしていませんが、そういう方々と意見交換をする場をですね、積極的にこういう場で、議会の場でですね、お互いに共有し合える、そういう意味でですね、問題提起を、招致をお願いしているわけですが、私たちが独立行政法人だからといってですね、個人の会社ではありませんし、やっぱり私たちの病院なんです。そういう意味ではですね、こういう問題については積極的にやっ
ていいと思います。

またですね、一般質問の内容が通告書に書かれてあるようなものの中からですね、やはりただその事実を聞くだけではなくて、このことについて嘆き、そして怒りとも言えるような声を病院事務局長はですね、知り得た中で、今後はどのような対策をとってもらえるんですかということですね。まあ今、一の矢、二の矢、三の矢とかいう言い方がありますが、そういう形でですね、膨らませながら進めていきたいと考えています。

以上です。

○議長 小田 武人君

辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

今ですね、話の中で確かに議員にはいろいろな発言権がありますが、基本的には先ほど言いました、まず別組織であるということ。あくまでもですね、基本的にこの一般的な受けとめ方といいますか、これは確かに芦屋町の病院には変わりありませんけれども、法的に違うということ
を私は言いたいわけです。

それともう1点ですね。院外薬局につきましては、これは議員皆さんも知ってあると思いますが、これは病院建設のときに、いろいろな異論が妹川議員されました。そのときに説明があったのが、この厚労省が許可する要件は院外薬局であるということだったと思います。だからいたし
方なかったというふうに私は理解をしております。私もですね、町民の方からいっぱい聞いています。私自身もあそこに入っていますから、経験しています。(聴取不能) ほしいとか、ちょっと遠くなったとかいうことは思っています。けどもその組織的なものが違うんではないか。これはちょっと区別をしないといかんと私は思います。そういうことを思っていますので。

それとですね、一会社と違うと言いましたけど、これは一緒です。法人は一緒です。独立行政
であれ、一般の法人であれ、一緒です。だから法人の会社の役職員を呼んで、ここで質問をする
のと一緒のことになるということを私は考えるべきだと思いますが、いかがですか。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

まず最初にですね、私たちは病院長なり、事務局長のほうからですね、この院外薬局についての説明が全員協議会、それから住民説明会、各地区の住民説明会や3地区の説明会等がありましたね。その中にですね、院外薬局が前提で話が進められてきましたよね。院内薬局でもよかったんですよ。これが独法であれ何であれ、院内薬局でもよかったんです。私はあの資料を見てですね、まあこれは私の一般質問の中でも説明しますけれど、院外薬局でなければならないという前提で話が進められてきましたけれど、私は厚労省にも九州厚生局にも電話をし、説明をし、詳しく説明を聞きました。これは一般質問の中でも話をしました。院内薬局でもよかったんじゃないですか。院内薬局でも今までどおり。つまり院内薬局というのが、病院の中で前の病院のように調剤薬部という形ですね、正式に言えば。私たちは院内薬局、院内薬局と今まで言ってきましたけど。院内での薬剤部と言うんですかね、そういう形で別に構いませんよ。罰則規定はあるんですか。ありませんよ。私は、その飯塚のせき損センターでは、いわゆる病院の中の薬局です。そういう例を挙げてですね、説明しましたが、別に罰則規定もありませんし、経営陣の方々と執行部の責任者とですね、協議をして、住民の利便性を考えた上で院内薬局でいいですよ。ということが前提なんですから。ですけども、院外薬局を前提にした形ですね、公道に面した薬局じゃないといけないとか、かかりつけ薬局とか、そういういろいろな意見を考え方を言われてですね、私たちは院外薬局に賛同していかざるを得ないような話になっていたと思いますが。私はそういうことを事前に知っていましたから、院内、いわゆる院内調剤部で結構ではないかということ指摘しましたところ、病院検討委員会の判断によりまして院外薬局になりましたと。そういう最後の発言がありましたよね。私はそういう私たちの認識が間違っていたとは言いませんが、結局病院側、事務局長や病院長の話によって私たちはそういう、流れてしまったという事実は確認しておく必要があるんじゃないか。

今さらですね、病院の中にそういう調剤部というものをつくるのが建築上難しいかもわかりませんが、やはり、病院敷地内にですね、その院外薬局を持っていくということについては不可能ではないんです。わずか3カ月、4カ月しか経っていないのにですね、今の時点でどうかというお考えもあるかもわかりませんが、先ほども申しましたように、行政や病院や私たち議員に対する不信感、不満、そういうものが増幅しないがためにもですね、早目にですね、このことについて対策や検討をすべきではないかというふうに考えております。

○議長 小田 武人君

ほかに。松岡議員。

○議員 2番 松岡 泉君

今、妹川議員のですね、思いをるる述べられたと思うんです。私もですね、やっぱり独立法人になったというのは、今までの町立病院の運営形態から変わったと。町が予算関係のつながり関係でそういったことで関与するところも多々あると思うんですけれど。これに関しては、関与のあり方について行政側から今後中期計画の評価に関してですね、そういったものについての関与のあり方はありますということで御説明がありました。私自身も妹川議員が言われるように住民の方でやっぱりそういったことで困っておられる方のお話もよく知っております。ただ、私が思うのは、やはり、そのあたりの関与のあり方というのは、どこかで線引きをしなくちゃいけないんじゃないかと考えるわけですね。そういう意味からすると、妹川議員が言われるような話があるんですが、そのあたりがしっかり、さっき辻本議員が言われたようなことでですね、線引きをしていただいて、ほかにその局長をお呼びして一般質問で問いただした、問いただすような話ですよ、中身は。実際はですね。そうじゃなくて、やっぱり町の病院としての院外薬局の取り扱いで、経営をやっておかないとちょっと薬剤関係のところもかなり負担がかかるし、院内の面倒も見きれないということで、始められたと思うんですよ。それが私たちの町民の皆さんの御要望に沿わないということで、問いただしていくということも手かも知れませんが、一般質問には私はそぐわないと思うんですよ。そういう意味で、ほかにそういった今の不具合点を是正するやり方としては、ほかにも考えられると思うんですけど、そういった点は妹川議員はどのようにお考えになっているのかちょっとお聞きしたいと思います。

○議長 小田 武人君

妹川議員。

○議員 5番 妹川 征男君

私たちは町民の、ちょっと質問に対して回答にならないかもわかりませんが。私たち議会議員は町民の思いや願いをですね、この議会の場で事務局長なり、院長先生なんかをね、呼んでお話をして、何の不都合があるかなあと思うんですよ。私は攻撃するわけじゃありませんよ。私たちの町民の願いや意見を、こうあってほしいがと、そう述べられておりますよと。それについて事務局長さんはどういように今後検討されていきますか。そういうようなことが、私は独立行政法人化されたことがですね、これが独法でなければ、いつでもこういうお話ができるわけですけども。私はそういう意味で独法になることによってかけ離れてしまう、チェック機能が果たされなくなる。私たちの町民の代弁者として、それが意見が言えなくなるというようなことがですね、やっぱり問題ではなかったのかなあというふうにも思っているわけですよ。でもこの123条の第2項の規定によってですね、そういうお話をお互いにし合う、そういう機会があるわけですから。私は大いに皆さん方も病院に対してですね、お話しをする機会を設けていいんじゃないかなと。まあ回答になっていないかもわかりませんが。私たちの町民の意向を十分に反映させてい

く、積極的に言論の腑でありますから、ここは。そして、事務局長もですね、そのことについて、参加することにやぶさかではないと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、この件についての質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

ただいまから、討論を行います。今田議員。

○議員 3番 今田 勝正君

私はですね、地方独立行政法人芦屋中央病院の事務局長の参考人招致に賛成の立場から意見を述べます。

今、妹川議員から参考人招致についての趣旨説明がありましたが、これは自分としては同感と思っています。私も患者からですね、なぜ院内薬局にしなかったか、建てる前からですね、言われていましたね。それで議会は何をしていたのか。不満はいっぱい聞きました。自分も5月28日に診察に行きまして、どういう内容かということで、一連の診察から院外薬局の薬まで取りに行きました。まあ自分は車やっただすよね。裏からこう入って来ると、もう入り口もおかしいんですよね。入るとき降りて院外薬局に入るときはもう、ポールみたいなのがあって、何このポールはと思う状況です。病院から出てきてですよ。そういうこともありまして、その時間の待ち時間の間にですね、自分がおる間33人の方に直接聞きました。どんなですかと。院外薬局になっいろいろなことがあっているみたいですねと言われまして、33人の方に聞いたところ、これ全くの100%反対だと。33人の方。これではですね、薬に行く時間もかかり、待ち時間も長いんですね。それで、何とかしてくれということでアンケートをとってきました。

私も妹川議員同様、病院の責任者、病院長や事務局長からのこの件についてですね、そのけんかとかとかじゃなくしてですよ、意見交換でいいんじゃないかと思うんですよね。独法になったから、議員たちは入れないということじゃなくしてですよ。やっぱり町民としてですね、ちょっと来てもらって院外薬局はどうなるとるんだということを知ってもらいたいなと思って、参考人としてきていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。辻本議員。

○議員 8番 辻本 一夫君

大体、反対討論から先にすべきですけど。賛成が先にされました。

先ほどからもちょっと申し上げておりますが、新病院についてはですね、確かに今、今田議員も言われましたけど、私も先ほど言いました。体験は私もしていますが。確かに患者さんはふえています。いいことなんです、これは。私から言わしたら。だから待ち時間がふえる。かなり部屋数も診察室もふえました。そういうことは非常によくなっていると私は思っています。

ただ、いろいろなこの課題といいますか、改善するべき点はいくつかあるなど、これは私自身も思っておりますが、要はそういうことについてはですね、先ほどから話が出ましたように、町長も、先ほど説明がありましたね。評価委員会の関係とか中期目標、中期計画は議会が関与するわけですから、そのときに意見を出してもいいんじゃないかと、こう思いますし。例えばみんな、それぞれ聞いているのであれば、全員協議会でいろいろな提案をし、議運で上げて議長名で町長にこういうことを改善すべきだと。そういう提案をする方法だってあると私は思います。そういうことを考えておりますし、まあ先ほどから言ってますように、今、直営でもない。気持ちはわかるんですよ、私も。町民のいろいろな意見、わかっています。けども一応、組織体系、経営体系が違うということはわかっていかないと、私はこれから先どうなるかなと。これはもう私からしたら常識だと私は思っているんですよ。まあそういう面から考えていますので、まあ今、この参考人招致につきましてはですね、この場で例えば、担当課長もおられます、町長もおられるわけですから、その場で聞けばいいんじゃないかなと私はこう思っています。何回も言ってますけども、一つの会社の役職員を呼んでするのと一緒のことになります。これはちょっと本当にクエスチョンマークがつくと私は思っています。

そういうことで、この参考人招致については反対です。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。田島議員。

○議員 7番 田島 憲道君

私はですね、妹川議員の申し出に強く賛同いたします。我々は現場というか、町民、住民と直接話す機会ですね、たくさんあるわけですよ。その中でですね、町民の声はやっぱり一番大事にしていますよ。これはやっぱりいち早く議会一般質問の場でね、披露するなり、反映していかなくちゃいけないと思うんですよ。それでですね、やっぱり新人の課長さんね、住民課長さん、荷が重たいんじゃないかと思うんですよ。なぜならですね、やっぱりこれ、いろいろ調べていくとですね、たくさんの火種を抱えとるんですよ。この病院というところは。それでですね、やはり当事者に来てもらってですね、しっかりと意見を賜りたいと思います。

また僕はですね、本当、今度、妹川さんの一般質問に大変期待しておるからですね、恥ずかしくもないような一般質問をしていただきたいと思います。

以上です。

○議長 小田 武人君

ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長 小田 武人君

ないようですから、討論を終わります。

ただいまから、採決を行います。先般資料として配付いたしておりました、参考人本会議出席要請書を皆さん方お手元にお配りいたしましたけれども、この中で日にちが6月11日月曜というふうに入っております。これは6月13日水曜日の誤りでございます。訂正してお詫び申し上げます。時間につきましては10時からということでございます。よろしいでしょうか。6月の13日、水曜日の10時からというふうに御訂正をお願いいたします。

お諮りいたします。妹川議員の一般質問に関して、お手元に配付しましたとおり、6月13日、地方独立行政法人芦屋中央病院、森田事務局長に参考人として、出席を要請することに賛成の方の挙手をお願いいたします。

〔挙手〕

○議長 小田 武人君

賛成多数であります。

よって、妹川議員の一般質問に関する参考人招致については、出席を要請することに決定いたしました。

○議長 小田 武人君

以上で、本日の議事は全て終了いたしました。

本日は、これをもって散会いたします。

午前11時50分散会
